

三重県多文化共生推進計画

【最終案】

三重県

目次

I	基本的事項	
1	三重県多文化共生推進計画について	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	位置づけ	2
(3)	対象者	2
2	日本語教育推進計画の包含	2
3	策定の方法	2
4	対象期間	2
5	外国人の定義	3
6	SDGsの理念	3
II	指針改定の背景	
1	多文化共生をめぐる社会情勢の変化	4
(1)	外国人労働制度の見直し	4
(2)	多文化共生施策に係る国等の動向	4
(3)	新型コロナウイルス等の感染症や気象災害等への備え	5
2	多文化共生に関する三重県の現状	5
(1)	外国人住民数の推移	5
(2)	日本語指導が必要な児童生徒数の推移	11
(3)	外国人労働者の推移	13
(4)	一元的相談窓口の相談数の推移	14
III	これまでの取組と課題	
1	これまでの取組	16
(1)	多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	16
(2)	外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	17
(3)	多文化共生社会づくりへの参画促進	19
(4)	目標指標の状況	20
2	課題	20
(1)	県民意識の醸成	20
(2)	社会情勢の変化をふまえた支援体制の充実	21
(3)	日本語教育の推進	21
(4)	ライフステージに応じた支援	22
IV	施策の展開	
1	三重県がめざす多文化共生の地域社会像	23
2	基本施策	23
(1)	多文化共生の意識定着と参画促進	23
(2)	外国人住民の安全・安心な生活環境づくり	25
(3)	外国人住民への日本語教育の推進	28
(4)	ライフステージに応じた支援	32
3	施策の推進に向けて	34
(1)	多文化共生推進主体の役割	34
(2)	推進体制（各主体との連携）	36
(3)	施策の目標設定と進行管理	37

I 基本的事項

1 三重県多文化共生推進計画について

(1) 策定の趣旨

本県においては、平成2（1990）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正や平成5（1993）年の技能実習制度の創設等が契機となり、南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。

同様の動きは全国的に見られ、平成18（2006）年3月に総務省通知「地域における多文化共生推進プランについて」において、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施することが示されたことから、本県においても平成19（2007）年3月に「三重県国際化推進指針」を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。

国内で人口減少が進み、労働力の確保が課題となるなか、平成31（2019）年4月には新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、令和5（2023）年には特定技能2号の対象職種が拡大するなど、外国人労働者を受け入れる制度が整備されてきています。本県においても、人口減少が進み人手不足が課題となっている状況であり、今後も当面の間、このような制度を活用した外国人労働者やその家族の増加が見込まれるところです。

本県に在住する外国人住民は、令和5（2023）年12月末現在62,561人と過去最多を更新しており、総務省の調査（令和5年1月1日現在）によると、全人口に占める外国人住民の割合は3.23%と全国の都道府県で4番目に高い状況です。また、令和3（2021）年度の文部科学省の調査によると、公立小中学校等における日本語指導が必要な児童生徒数の割合は1.72%と全国2位となっています。

さまざまな分野で担い手が減少するなか、地域社会を担う一員として、外国人住民への期待はますます高まっており、多文化共生施策の一層の推進を図るため、「三重県多文化共生推進計画」を新たに策定します。

<多文化共生に係る指針のこれまでの策定状況>

■三重県国際化推進指針

【平成19（2007）年度～平成22（2010）年度】

■三重県国際化推進指針改定

【平成23（2011）年度～平成27（2015）年度】

■三重県多文化共生社会づくり指針

【平成28（2016）年度～令和元（2019）年度】

■三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）

【令和2（2020）年度～令和5（2023）年度】

(2) 位置づけ

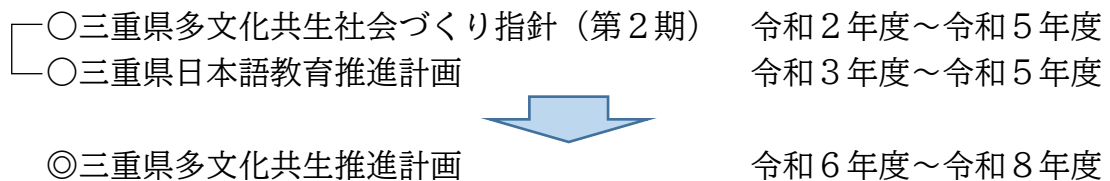
本県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」および中期計画である「みえ元気プラン」の施策をふまえ、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示すとともに、県が取り組む方針や施策を体系的に掲げるものです。

(3) 対象者

多文化共生のメリットは、国籍にかかわらず誰もが享受できるものであり、多文化共生社会は全ての県民と一緒につくるものであることから、本計画は全ての県民を対象とします。

2 日本語教育推進計画の包含

日本語教育の推進は、外国人住民と日本人住民の交流の機会を増やし、互いの文化や考え方の相互理解を促すことから、多様な背景の人びとが地域社会と一緒に築く多文化共生社会づくりにもつながるものです。このため、三重県多文化共生推進計画に三重県日本語教育推進計画を包含し、主要施策として一体的に取り組むを推進していくこととします。



3 策定の方法

有識者や経済団体、外国人支援団体などで構成する「三重県多文化共生推進会議」や県内在住の外国人・外国出身者からなる「三重県外国人住民会議」、各市町担当者による「三重県市町多文化共生ワーキング」、県庁内の関係部局で構成する「庁内調整会議」など、さまざまな機会を捉えて、本計画の策定に関する意見交換を行いました。

また、県議会での議論やパブリックコメントによる県民からのご意見なども反映し、策定しました。

4 対象期間

県の中期計画である「みえ元気プラン」に合わせて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

5 外国人の定義

本計画における「外国人」とは、外国籍の人に限らず、国際結婚によって日本国籍を取得した人や、日本国籍であっても親が外国人である子どもなど、外国にルーツを持つ人を含めて幅広く定義します。

6 SDGsの理念

三重県では、SDGsの理念に基づき、県内に居住する外国人や日本人が誰一人取り残されることなく、相互に理解し合い、地域社会を一緒に築く、持続可能で包摂性のある多文化共生社会の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅱ 指針改定の背景

1 多文化共生をめぐる社会情勢の変化

(1) 外国人労働制度の見直し

令和元（2020）年4月、深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性や技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための在留資格である「特定技能」が創設されました。令和4（2022）年12月現在、県内で「特定技能1号」の在留資格を有する人は3,437人と前年より2,178人（273%）増加し、全在留資格の6%を占めている状況です。

また令和5（2023）年度には、「特定技能2号」の対象職種の見直しが行われ、今後は「特定技能1号」の多くの職種において、永住や家族帯同が可能となります。

人口減少に起因する人手不足が課題となるなか、外国人の雇用に係る企業ニーズは今後ますます高まることが予想され、県内においても、外国人労働者やその家族の更なる増加が見込まれています。

また一方で、日本の国際競争力の低下や円安の進行などを考慮すると、中長期的には外国人労働者が減少することも懸念されます。

県内に在住する外国人住民をはじめ、今後來日する外国人労働者やその家族が今後も長く本県に住んでいただけるよう、安全に安心して生活できる環境を整えるとともに、地域社会を築くパートナーとして位置づけ、多文化共生社会をともに実現していくことが求められています。

(2) 多文化共生施策に係る国等の動向

国においては、「特定技能」の創設をふまえ、平成30（2018）年12月、外国人との共生社会の実現に向けた啓発や外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組等を定めた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。以後毎年改定が行われるとともに、令和4（2022）年6月には、外国人との共生社会のビジョンの実現に向け、令和8（2026）年度までの中長期的な課題や具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が新たに策定されました。

令和5（2023）年6月には、ロードマップについて、KPI指標等の見直し等による改定が行われるとともに、総合的対応策についても、外国人の受入環境をさらに充実させる観点等からの改定が行われたところです。

また、日本語教育に関しては、令和元（2019）年6月、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現や、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年6月には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。これにより、地方公共団体は、国の施策を勘案し、地

域の実状に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることが明記されました。本県においても、令和3（2021）年3月に「三重県日本語教育推進計画」を策定し、市町等関係機関と連携しながら、県内の日本語教育の体制整備に取り組んでいるところです。

（3）新型コロナウイルス等の感染症や気象災害等への備え

令和元（2019）年12月初旬に、中国で新型コロナウイルスの第1例の感染者が報告されてから、わずか数ヵ月でパンデミックと言われる爆発的な感染拡大が起こり、留学生や技能実習生等の往来が途絶えました。また、出入国の制限や感染拡大防止の取組により、本県においても、日常生活や経済活動は著しい制限を受け、感染症がもたらすリスクや、外国人住民への有事の際の情報伝達の重要性を改めて認識することになりました。

また東海地方では、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が懸念されるとともに、気候変動の影響による豪雨や台風等の頻発化、海面上昇に伴う風水害なども想定されることから、行政と外国人コミュニティの橋渡し役となるキーパーソンの育成や、有事の際の迅速かつ的確な情報伝達の仕組みなど、平時から、外国人住民の支援体制を構築しておくことが必要です。

2 多文化共生に関する三重県の現状

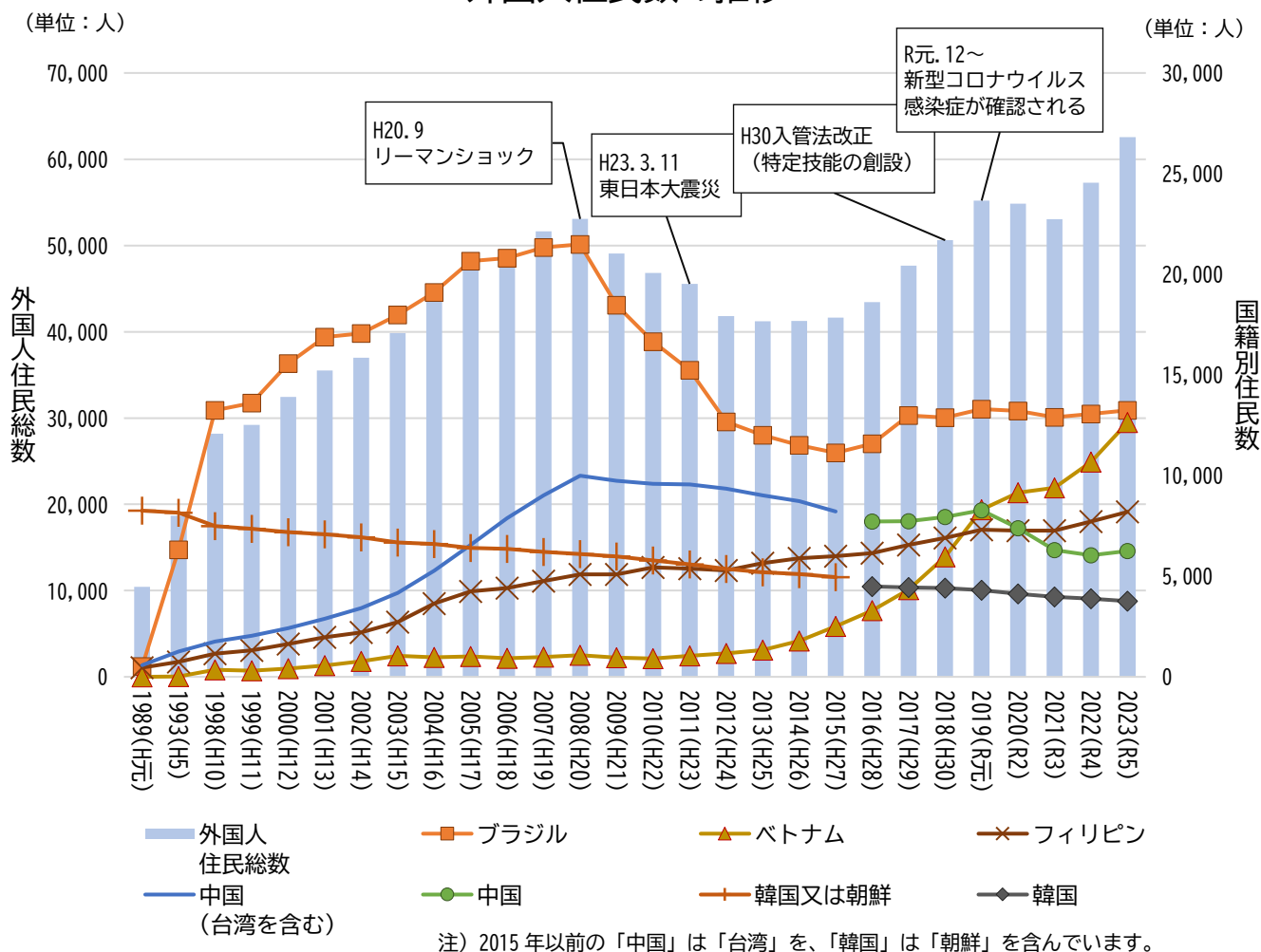
（1）外国人住民数の推移

三重県内における外国人住民数は、平成26（2014）年から令和元（2019）年まで6年連続で増加し、令和2（2020）年からは2年続けて減少しましたが、令和4（2022）年から再び増加に転じ、令和5（2023）年には過去最多の62,561人となりました。

国籍別では、ブラジル人が13,241人と最も多く、全体の21.2%を占め、以下ベトナム、フィリピン、中国、韓国と続いており、上位5か国で全体の7割を占めています。近年ではベトナム、インドネシア、ネパール、スリランカなどのアジア圏の人の割合が増加しています。

<外国人住民数の推移>

外国人住民数の推移



順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	増減数	増減率
1	ブラジル	13,241人	21.2%	180人	1.4%
2	ベトナム	12,639人	20.2%	1,956人	18.3%
3	フィリピン	8,197人	13.1%	474人	6.1%
4	中国	6,248人	10.0%	208人	3.4%
5	韓国	3,761人	6.0%	-121人	-3.1%
6	インドネシア	3,365人	5.4%	835人	33.0%
7	ペルー	3,194人	5.1%	50人	1.6%
8	ネパール	2,615人	4.2%	405人	18.3%
9	タイ	1,888人	3.0%	171人	10.0%
10	スリランカ	1,316人	2.1%	346人	35.7%
	その他	6,097人	9.7%	778人	14.6%
	三重県計	62,561人	100%	5,282人	9.2%

出典：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和5年12月31日現在）」

<三重県内の各自治体における総人口に占める外国人住民の割合>

※「外国人住民人口」と「外国人住民の割合」上位5市町を網掛け

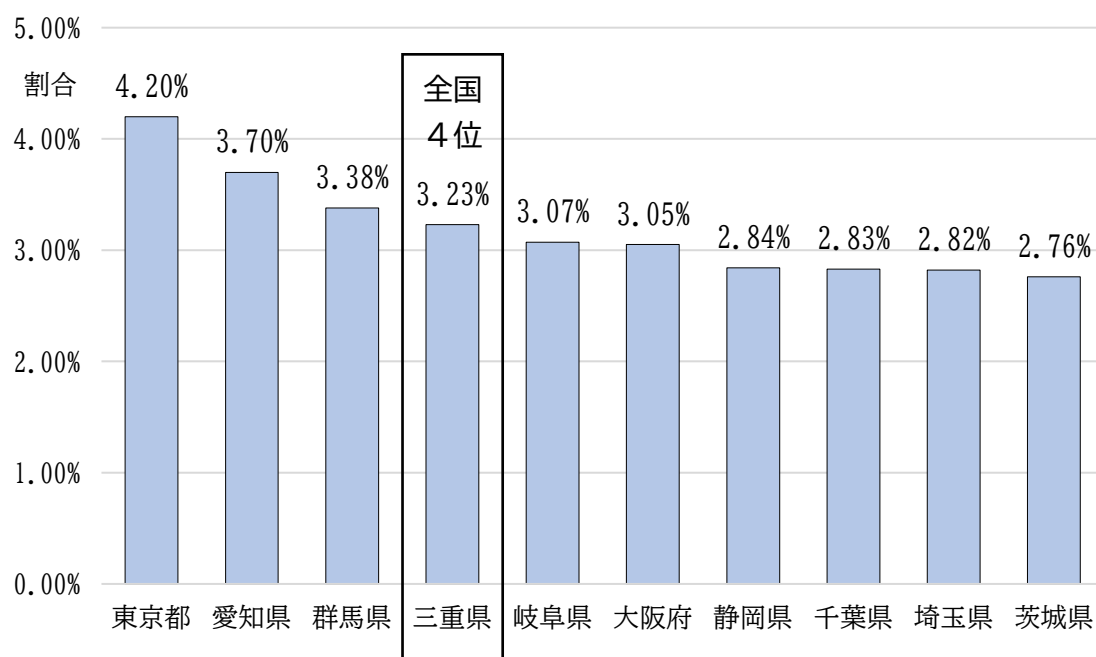
自治体名	外国人住民人口 (単位：人)	総人口 (単位：人)	総人口に占める 外国人住民の割合
三重県	62,561	1,758,918	3.56%
津市	10,339	271,000	3.82%
四日市市	11,983	307,825	3.89%
伊勢市	1,302	120,306	1.08%
松阪市	5,111	157,316	3.25%
桑名市	5,746	138,963	4.13%
鈴鹿市	9,784	195,604	5.00%
名張市	1,164	76,392	1.52%
尾鷲市	258	15,878	1.62%
亀山市	2,391	49,298	4.85%
鳥羽市	430	16,838	2.55%
熊野市	130	15,296	0.85%
いなべ市	2,363	44,686	5.29%
志摩市	511	45,114	1.13%
伊賀市	5,970	85,954	6.95%
桑名郡木曾岬町	619	5,939	10.42%
員弁郡東員町	732	25,838	2.83%
三重郡菰野町	1,180	41,056	2.87%
三重郡朝日町	223	11,065	2.02%
三重郡川越町	710	15,643	4.54%
多気郡多気町	187	13,817	1.35%
多気郡明和町	308	23,175	1.33%
多気郡大台町	127	8,411	1.51%
度会郡玉城町	154	15,107	1.02%
度会郡度会町	62	7,708	0.80%
度会郡大紀町	103	7,395	1.39%
度会郡南伊勢町	100	10,925	0.92%
北牟婁郡紀北町	396	14,127	2.80%
南牟婁郡御浜町	55	7,938	0.69%
南牟婁郡紀宝町	123	10,304	1.19%

出展：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和5年12月31日現在）」

市町別でみると、外国人住民数が最も多いのは四日市市（11,983人）、次いで津市（10,339人）、鈴鹿市（9,784人）となっています。また、総人口に占める外国人住民の割合が最も高いのは、木曾岬町（10.42%）、次いで伊賀市（6.95%）、いなべ市（5.29%）となっています。

外国人住民の数や割合に違いはあるものの、どの市町にも外国人が住んでいることがわかります。

<総人口に占める外国人住民の割合が大きい都道府県>



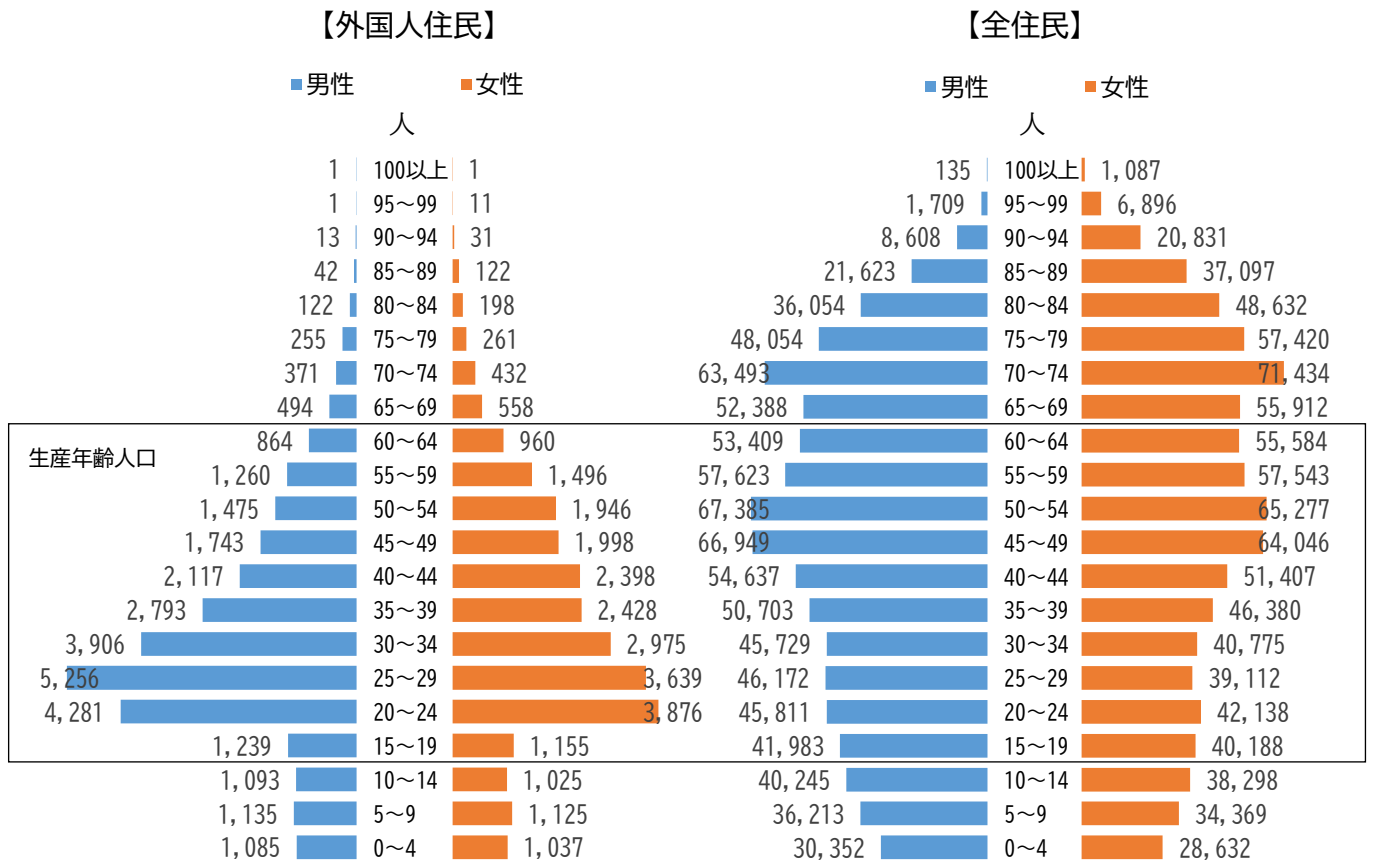
出展：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」

総務省の調査によると、令和5（2023）年1月1日現在、本県の総人口に占める外国人住民の割合は3.23%であり、全国で4番目に高い状況です。

県内の全住民と外国人住民の生産年齢人口割合を比較すると、全住民では58.3%であるのに対し、外国人住民は83.5%と大きくなっています。

また、20代については、全人口のうち、およそ10人に1人が外国人住民であることがわかります。外国人住民の高齢化率は令和2（2020）年は4.6%でしたが、令和5（2023）年は5.1%と増加しています。

<三重県の外国人住民と全住民の人口ピラミッド図>

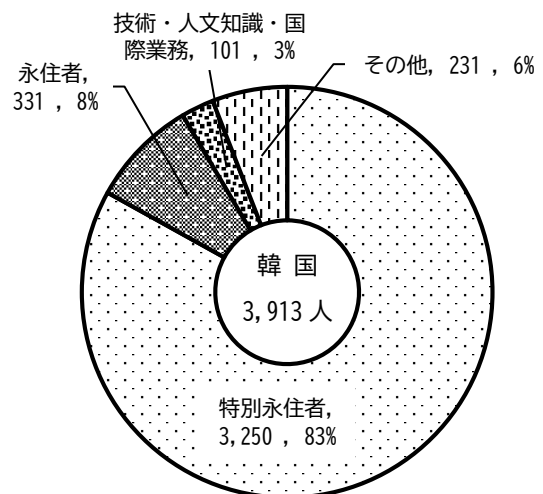
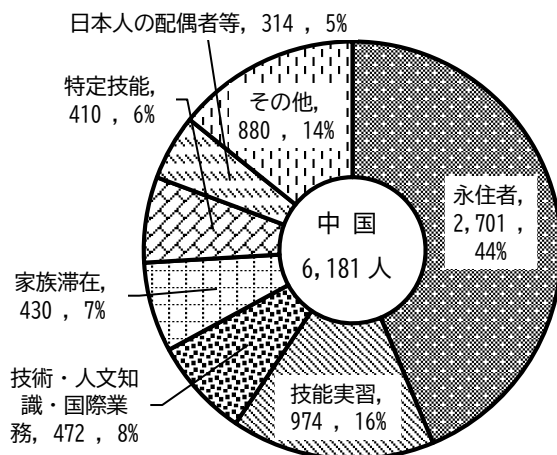
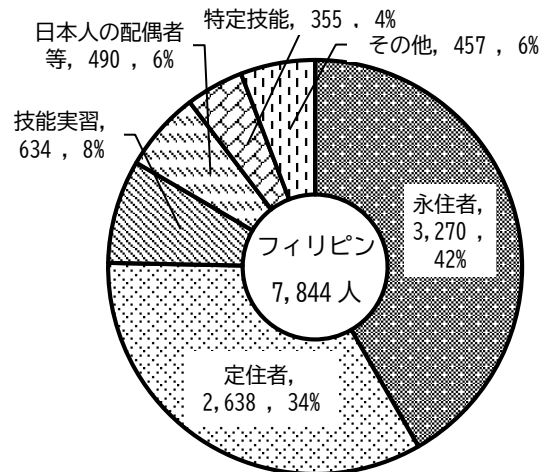
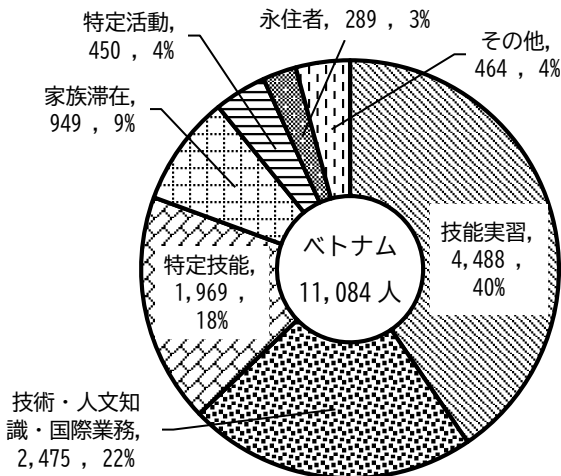
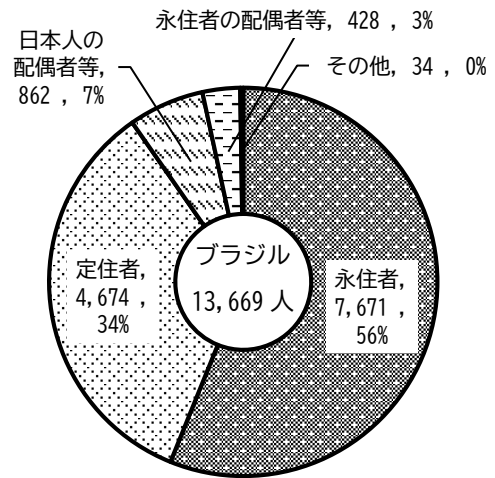
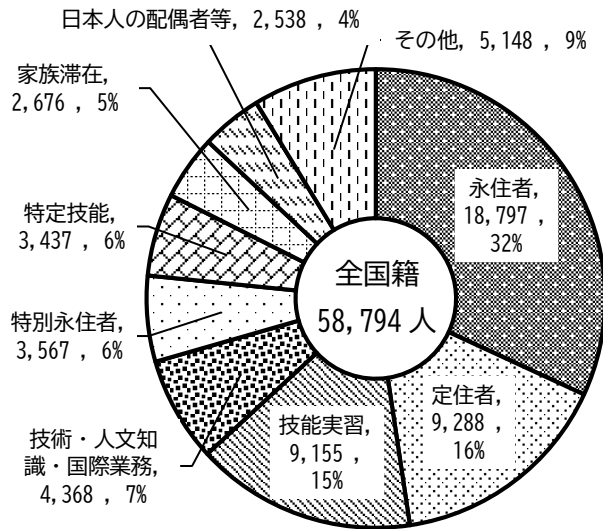


出展：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」

在留資格別では、最も多いのが「永住者」（18,797人）、次に多いのが、「定住者」（9,288人）です。ブラジル人は、「永住者」と「定住者」が約9割を占め、この傾向は以前から大きく変わっていません。

ベトナム人は、平成30（2018）年の時点では約7割が「技能実習」でしたが、4割に減少し、「特定技能」と「技術・人文知識・国際業務（以下、「技・人・国」と省略します。）」等を合わせた技術的・専門的分野の労働者が4割を占めるなど、大きく増加しています。中国人は、平成30（2018）年の時点では「技能実習」が約4割を占めましたが、16%に減り、「永住者」が27%から44%に増加しました。

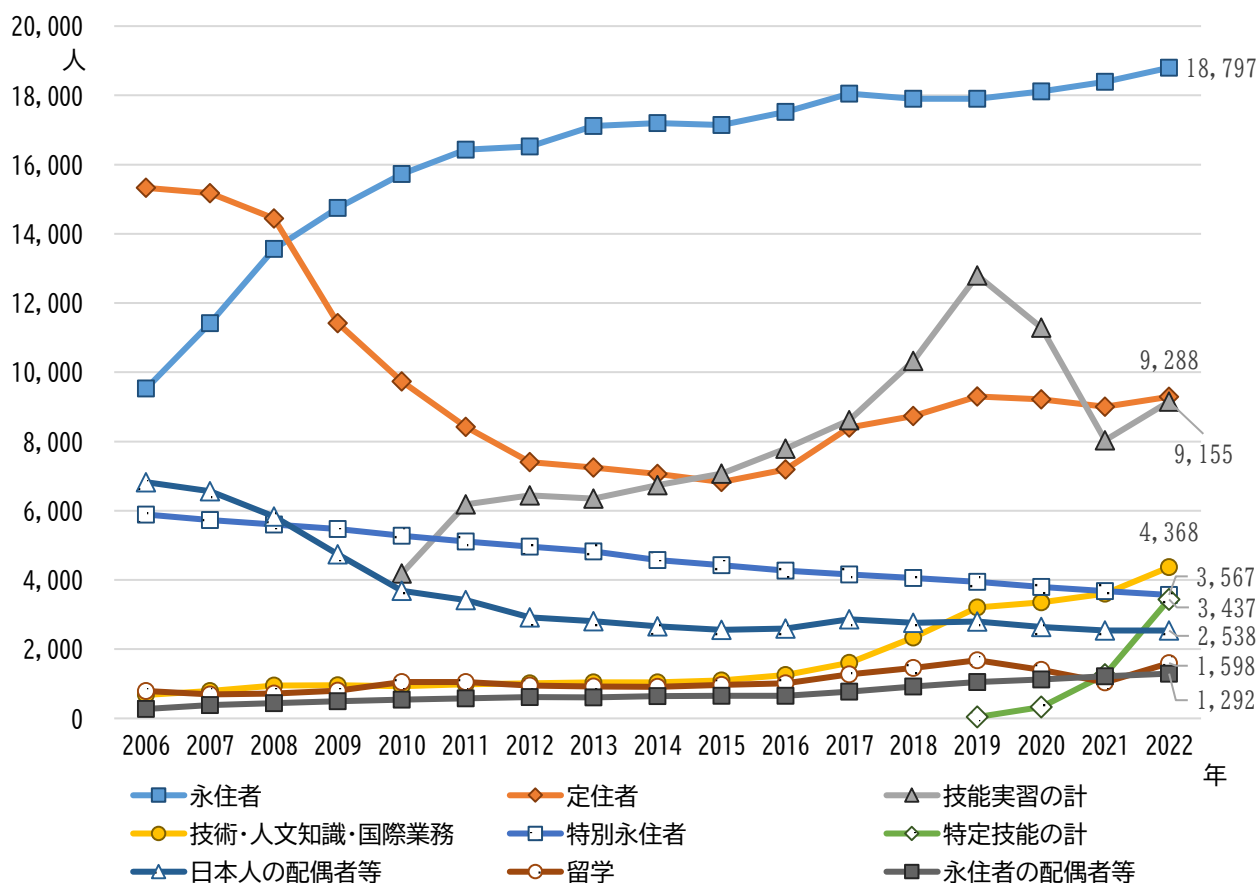
<三重県内の外国人住民の在留資格内訳（主な国籍別）>



出展：出入国在留管理庁「在留外国人統計（令和4年12月末現在）」

在留資格別の外国人住民数の推移を見ると、「永住者」や「定住者」は近年、緩やかに増加し続けており、「特別永住者」や「日本人の配偶者等」は緩やかに減少し続けています。また「技・人・国」や「特定技能の計」は近年大きく増加していることがわかります。

<三重県内の主な在留資格別外国人住民数の推移>

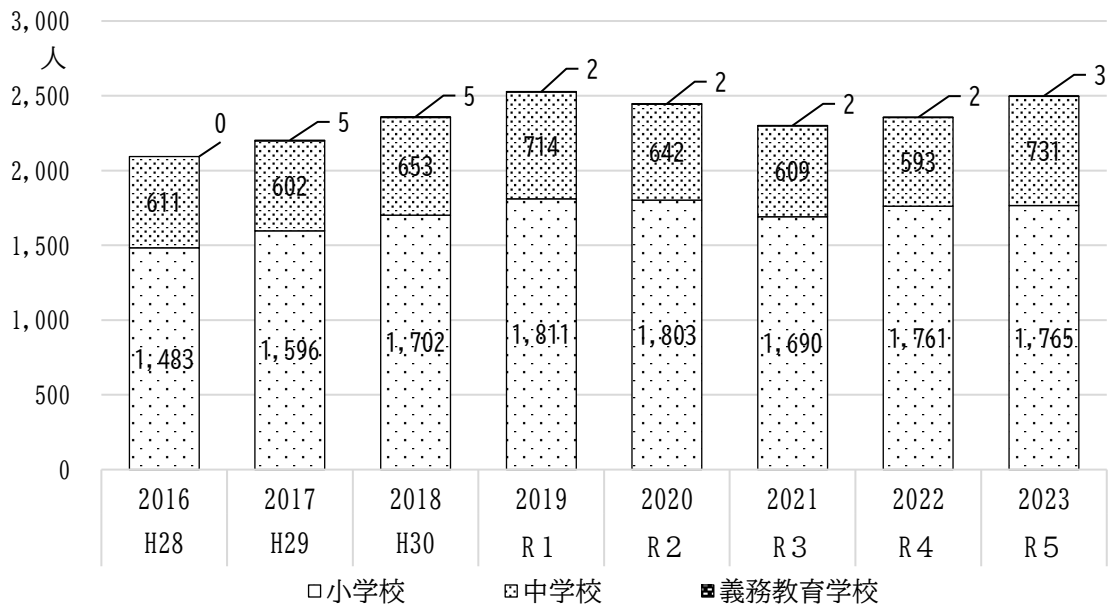


出展：出入国在留管理庁「在留外国人統計（令和4年12月末現在）」

（2）日本語指導が必要な児童生徒数の推移

県内の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和元（2019）年に2,527人と過去最多を更新しましたが、その後のコロナ禍で減少しました。令和5（2023）年は、新型コロナウイルス感染症の収束とともに再び増加し2,499人となるなど、日本語指導が必要な児童生徒数は今後も増加することが予想されます。

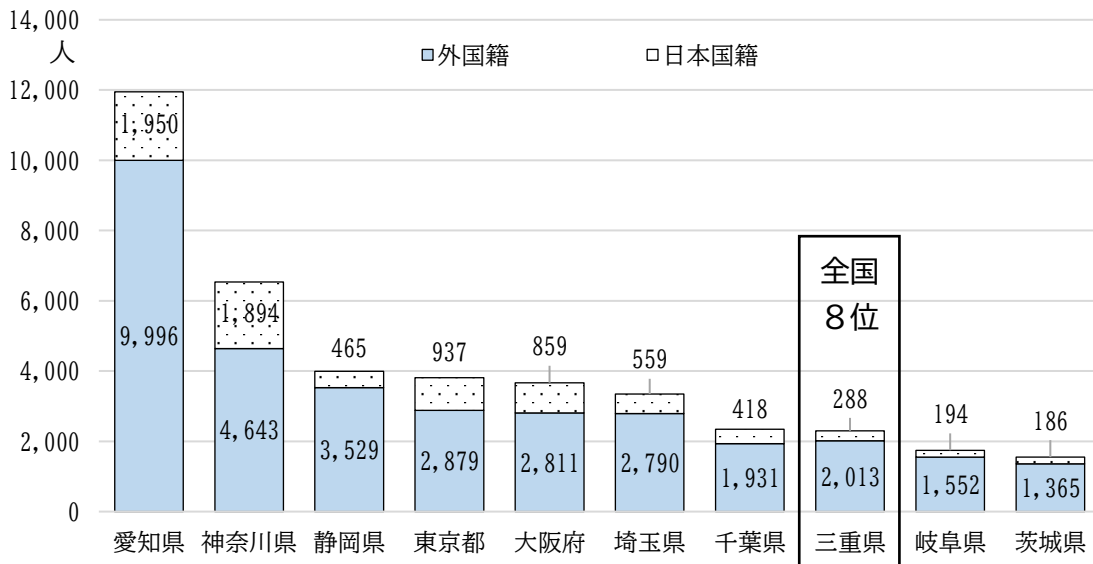
<三重県内の公立小中学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移>



出展：三重県教育委員会 令和5年5月1日現在

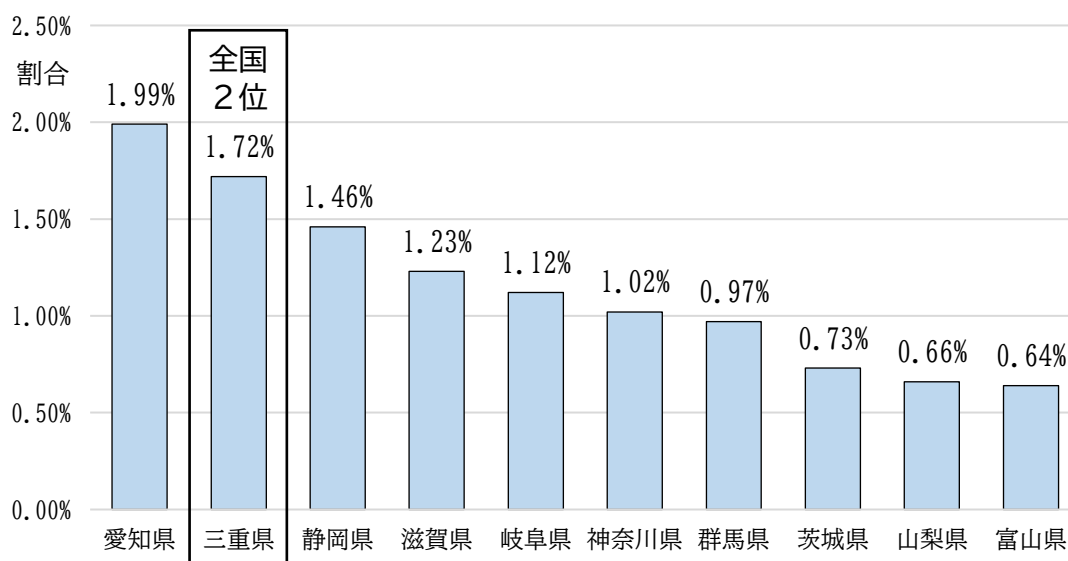
文部科学省の調査によると、令和3（2021）年5月1日現在の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は2,301人と全国で8番目に多く、「在籍率」は1.72%と全国で2番目に高い状況です。

<公立小中学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数（多い都道府県）>



出展：文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年5月1日現在）」

<公立小中学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の割合(多い都道府県)>

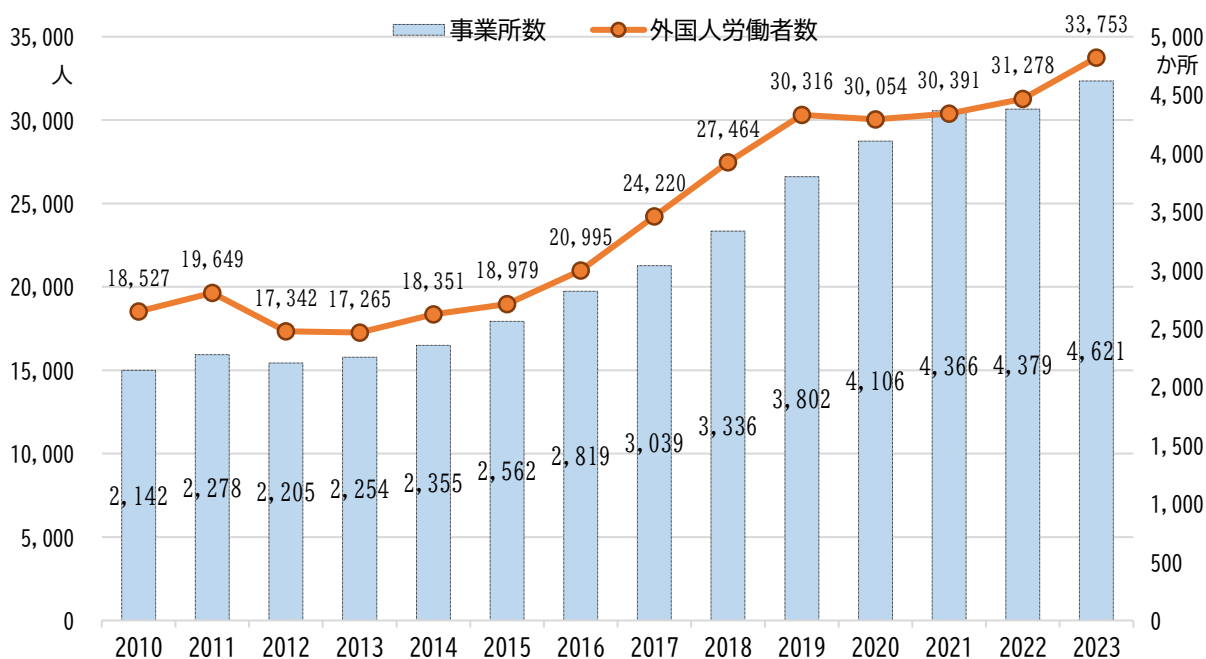


出展：三重県教育委員会 令和3年5月1日現在

(3) 外国人労働者の推移

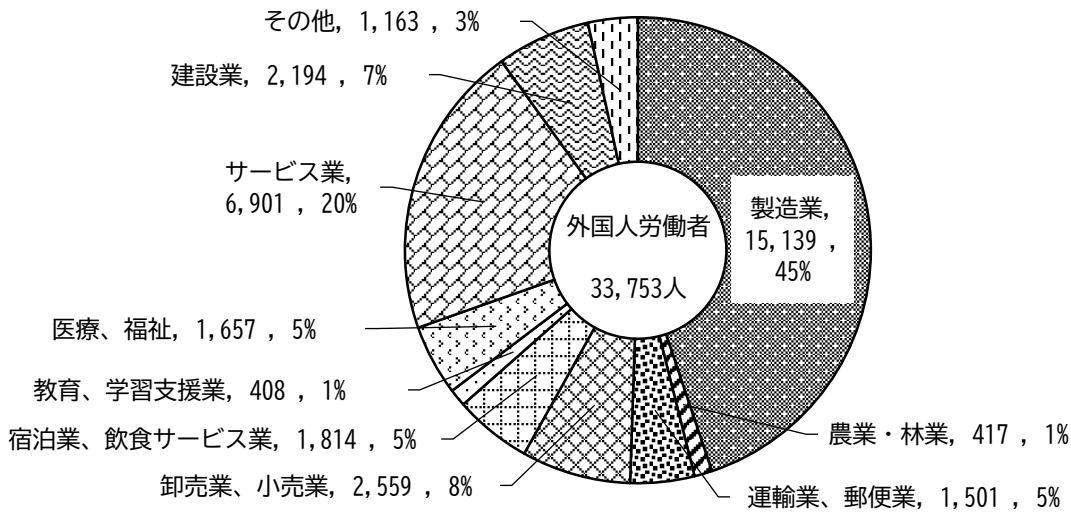
三重労働局の調査によると、令和5（2023）年10月末現在の県内の外国人労働者数は、33,753人と過去最多を更新しています。就労先の内訳は、製造業に従事する人が45%、次いでサービス業が20%となっています。

<三重県内の外国人雇用事業所と労働者数の推移>



出展：厚生労働省 三重労働局「『外国人雇用状況』の届出状況」 令和5年10月末現在

<三重県内の外国人労働者の就労先>



出展：厚生労働省 三重労働局『外国人雇用状況』の届出状況 令和5年10月末現在

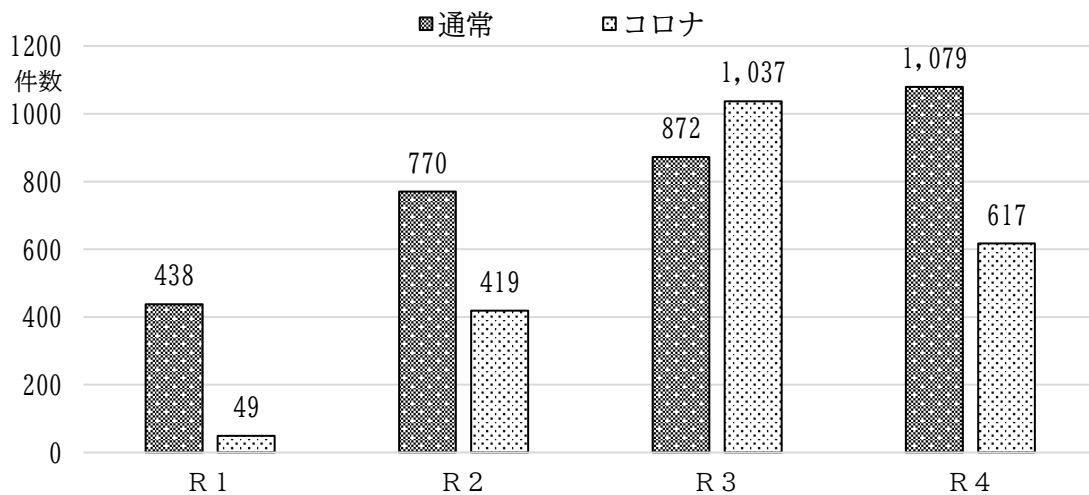
(4) 一元的相談窓口の相談数の推移

県では、令和元（2019）年8月に、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」を設置し、生活全般にわたる相談に11言語で対応しています。

令和元（2019）年10月からは、通常相談に加え弁護士等の専門相談を実施しており、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2（2020）年度以降は、相談員を増員するなど相談者のニーズをふまえ、体制の充実にも努めているところです。

令和4（2022）年度以降は、新型コロナウイルス感染症に係る相談は減少しているものの、生活全般の相談件数は、年々増加している状況です。

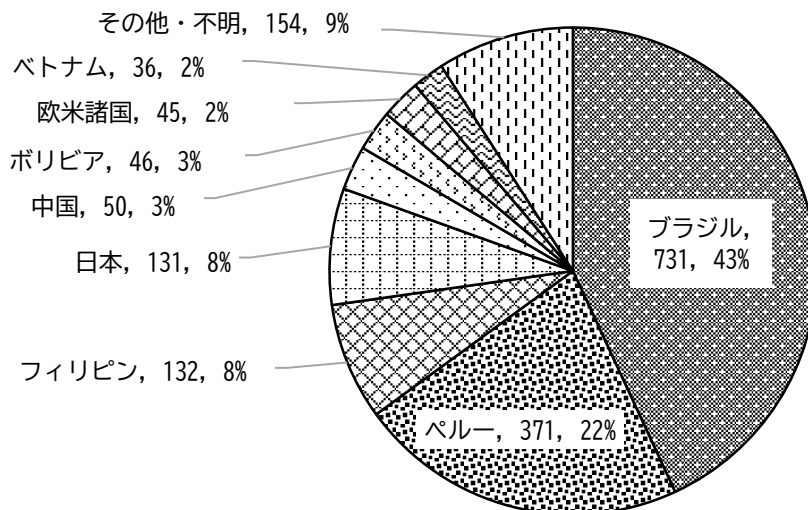
<みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）相談数の推移>



出展：三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 令和5年3月31日現在

令和4（2020）年度の相談者の国籍別内訳をみると、ブラジルやペルー、ボリビアなど、南米の方々からの相談が約7割を占めています。また、日本人からの相談も8%あり、この中には、外国人支援団体等からの相談も一定数含まれています。

<みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）令和4年度 国籍別内訳>



出展：三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 令和5年3月31日現在

相談の内容は、医療・福祉に関するものが最も多く、次いで暮らし・住まいに関するものが多い傾向です。

<みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）令和4年度 相談内容内訳>

医療・福祉	犯罪・法律	出入国・在留関係	就労
803	68	105	165
結婚・離婚・国籍	暮らし・住まい	教育・文化	自動車
92	216	69	72
財団・団体・ボランティア	税金	領事館・外務省	その他
17	36	7	46

※合計 1,696 件

出展：三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 令和5年3月31日現在

Ⅲ これまでの取組と課題

1 これまでの取組

三重県では、第2期指針で定めた3つの基本施策「多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着」「外国人住民の安全で安心な生活環境づくり」「多文化共生社会づくりへの参画促進」に沿い、さまざまな取組を実施してきました。

(1) 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着

①当事者の声を聴く仕組みづくり

- ・三重県多文化共生推進会議や三重県外国人住民会議等において、有識者や外国人住民、外国人支援団体、経済団体などさまざまな主体の方々と意見交換を行い、指針の目標指標や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営方針等に反映しました。また、コロナ禍においては、外国人支援団体等と連携し、外国人住民に対する感染拡大防止の啓発等を実施しました。【環境生活部】

<主な会議>

- ・三重県多文化共生推進会議（有識者） ・三重県外国人住民会議（外国人）
- ・みえ多文化共生地域協議会（国、経済団体） ・市町ワーキング（県内市町）

②研修や啓発活動等の実施

- ・令和3（2021）年度に、県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画「Crossroad～クロスロード」を企画・製作し、作品の上映を通じて県民の多文化共生意識の醸成を図りました。【環境生活部】
- ・学校授業や地域で行われる研修会等に国際交流員4名（アメリカ、オーストラリア、ブラジル、中国）を派遣し、文化的背景の違いや共生社会のあり方について考える出前授業を実施しました。【環境生活部】
- ・自治体等の公的機関や学校の職員を対象に、国際交流員による「やさしい日本語」の普及に向けた研修会を開催しました。【環境生活部】
- ・外国人を雇用する企業等を対象に、外国人の活躍事例を紹介するセミナーを開催し、愛知、岐阜、三重、静岡、名古屋市の4県1市で定める「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及促進に取り組みました。【環境生活部】
※毎年4県1市が持ち回り開催（三重県は令和3（2021）年度開催）
- ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを支援するため、企業を対象とした労働関係法令の遵守に向けた周知や採用ノウハウ等を提供するセミナー等を開催するとともに、国が定める「外国人労働者問題啓発月間」において、三重労働局と連携し、経済4団体に対して、外国

人労働者の適切な雇用管理や労働関係法令等の遵守について、会員企業等への周知を依頼しました。【雇用経済部】

- ・外国人に対する差別や偏見をなくすため、移動人権啓発事業等でヘイトスピーチ解消法についてのチラシ配布やパネル展示を行いました。【環境生活部】

(2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

①行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備

- ・外国人住民が必要とする行政情報や生活情報を、多言語ウェブサイト「M i e I n f o」で7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、英語、日本語）で提供しました。【環境生活部】
- ・県内在住の外国人住民等を対象に、生活全般に係る相談を11言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、英語、日本語）で受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを行う「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」を運営しました。また、複雑化する相談内容に適切に対応するため、弁護士等による専門相談会を実施するとともに、令和2（2020）年度以降のコロナ禍においては、対応人員を増員し、令和4（2022）年度末まで日曜日も窓口を開設する等相談体制の充実を図りました。【環境生活部】
- ・令和4（2022）年6月から、県広報紙「県政だより みえ」について、10言語（ポルトガル語、スペイン語、繁体字、簡体字、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、英語、日本語）の多言語配信を開始しました。【総務部】
- ・令和3（2021）年5月から、県内6県税事務所において、翻訳機能のあるタブレット端末を窓口に配備し、外国人住民からの納税相談に対応できるようにしました。【総務部】
- ・児童相談所において、通訳を必要とする面接等に対応するため、24時間電話通訳の導入や通訳者の派遣により、外国人につながる児童の相談体制を強化しました。【子ども・福祉部】

②安全対策の推進

- ・医療機関に対して医療通訳の必要性を啓発するセミナーを開催するとともに、医療通訳従事者の育成研修を実施しました。【医療保健部】【環境生活部】
- ・三重県防災HP「防災みえ.jp」について、令和5（2023）年4月から、従来の6言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、英語、日本語）にベトナム語、タガログ語を追加し、8言語で配信を開始しました。【防災対策部】
- ・市町と連携し、外国人防災リーダーの育成や、避難所での外国人受入訓練を実施しました。（令和3（2021）年度：桑名市、令和4（2022）年度：四日

市市、令和5（2023）年度：名張市）【環境生活部】

- ・鈴鹿児童相談所、北勢児童相談所において外国人支援員を配置し、外国につながる児童の支援にあたるとともに、家庭訪問にも同行するなど、虐待の再発防止に努めました。【子ども・福祉部】
- ・四日市南警察署・鈴鹿警察署・津南警察署・伊賀警察署において、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語を話すことのできる警察官が外国人住民の世帯に対する巡回連絡を実施しました。【警察本部】
- ・運転免許センターにおいて、従来の英語、ポルトガル語、中国語に加え、令和5（2023）年度から新たにベトナム語による運転免許の学科試験を実施しました。【警察本部】

③ライフステージに応じた支援

【子ども（乳幼児・児童期）～青年期】

- ・公立小中学校においては、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を支援するため、外国人児童生徒教育対応教員や、外国人児童生徒巡回相談員を配置するとともに、国の定数に加えて県単独でも配置しました。【教育委員会事務局】
- ・公立小中学校においては、令和5（2023）年5月より、日本語教育が必要な児童生徒の日本語指導のため、外国人児童生徒巡回相談員によるオンラインでの個別指導を導入しました。【教育委員会事務局】
- ・県立高等学校においては、拠点校（北星高校、飯野高校、みえ夢学園高校）に、日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援を行う外国人生徒支援専門員を配置しました。また、外国人生徒の話す言語数が以前よりも多くなってきているため、令和3（2021）年4月より日本語指導アドバイザーを新たに配置し、生徒の日本語学習支援を行いました。【教育委員会事務局】
- ・令和4（2022）年度県立高等学校入学者選抜より、海外帰国生徒・外国人生徒等の特別枠入学者選抜に係るWeb出願を導入し、多言語の出願マニュアルを作成・配布しました。【教育委員会事務局】
- ・飯野高校およびみえ夢学園高校において、外国人生徒が将来の進路選択をできるように、進学・就職に関するセミナーを実施するとともに、セミナーの動画を他の学校の教員、生徒、保護者が視聴できるよう配信しました。【教育委員会事務局】
- ・外国人生徒が多数在籍する県立高等学校（北星高校、飯野高校、みえ夢学園高校）に、就職支援を行う就職実現コーディネーター3名を配置し、求人開拓や進路相談等のキャリアカウンセリングを行いました。【教育委員会事務局】

【成人期】

- ・三重県内で就職を希望する留学生や定住外国人と企業とのマッチングを図るため、就職準備セミナーや企業説明会、就業体験等を実施しました。【雇

用経済部】

- ・経済連携協定（E P A）に基づき入国した外国人看護師候補者や、外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設における、日本語学習や専門学習を支援しました。【医療保健部】
- ・介護福祉士の資格取得をめざす外国人留学生が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう、就労予定先の介護施設等が支給する奨学金制度に対して支援しました。【医療保健部】
- ・外国人技能実習生等に対して、介護技能向上のための集合研修の実施を支援しました。【医療保健部】
- ・外国人住民が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、「三重県居住支援連絡会」として、住宅セーフティネット制度に関する情報提供を行うとともに、住宅相談会開催等の支援をしました。【県土整備部】
- ・県営住宅の外国人入居者および入居希望者の相談に対し、5言語の電話通訳で対応しました。【県土整備部】

【高齢期】

- ・医療通訳の育成研修において、高齢者の診療が多い腎泌尿器科、精神科、眼科等の基礎知識を習得科目としました。【環境生活部】【医療保健部】

(3) 多文化共生社会づくりへの参画促進

日本語によるコミュニケーションの支援

- ・令和3（2021）年3月に、三重県在住外国人の日本語習得に向けた県全体の体制を計画的に整備するため、「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」を策定しました。【環境生活部】
- ・日本語教育関係者の情報共有やネットワーク強化を目的に、日本語教育に関する情報サイト「三重県日本語教育プラットフォーム」を開設しました。また、情報をプッシュ形式で関係団体に迅速に伝達できるよう「M i eにほんごL I N E」を開始し、ネットワーク強化のための環境整備を行いました。【環境生活部】
- ・市町による日本語教室の設置を促すため、先進事例を共有等する市町向け研修会や、学習支援ボランティアの育成研修を実施しました。【環境生活部】

(4) 目標指標の状況

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」 p23 目標指標の状況

※令和5年3月時点

目標	指標	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
		実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値
多文化共生の地域社会	多文化共生の社会になっている (外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっている)と 感じる県民の割合(※)		31.3%	33.3%	35.3%	37.3%
		30.3%	32.1%	33.9%	37.9%	
1. 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と 人権意識の定着	多文化共生に係る研修等の内容を 今後に生かしたいと回答した受講 者の割合		95.5%	97.0%	98.5%	100.0%
		94.1%	97.5%	99.2%	98.5%	
2. 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	多言語ウェブサイト(MieInfo)の 年間ページビュー数		141,755	161,046	178,903	199,000
		203,019	245,782	150,627	154,261	
	医療通訳者の配置や電話通訳の活 用により多言語対応が可能な医療 機関数(※)		17機関	20機関	23機関	26機関
		15機関	23機関	24機関	23機関	
日本語指導が必要な外国人児童生 徒に対して、日本語指導が行われ ている学校の割合(※)			93.4%	100%	100%	100%
	86.8%	92.9%	99.2%	100%		
3. 多文化共生社会づくりへの参画促進	日本語教育の推進に関する基本的 な方針を策定した市町数		2市町	4市町	6市町	9市町
		0市町	0市町	1市町	2市町	
	多言語情報提供を想定した図上訓 練への外国人住民支援ボランティア の参加者数		24人/年	26人/年	28人/年	30人/年
	23人/年	29人/年	0人/年	57人/年		

(※)「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」施策213の主・副指標と同じです。

2 課題

(1) 県民意識の醸成

令和5(2023)年1月に実施した県民へのアンケートでは、「多文化共生の社会になっている」と答えた県民の割合は37.9%であり、令和4(2022)年度の目標値は達成しているものの、多文化共生社会の理解が十分に浸透しているとはいえない状況です。

このため、庁内関係部局や国、市町、外国人支援団体等と連携し、外国人住民が安心して暮らせるための環境整備に継続して取り組む必要があります。

また、日本人住民と外国人住民が、お互いの文化を尊重し、差別や偏見のない環境のもとで地域社会を一緒に築く多文化共生社会の実現に向け、庁内関係部局や市町、国際交流協会、外国人支援団体等と一丸となり、取組を進める必要があります。

《外国人住民会議の声》

- ・外国人に対する偏見や差別は、依然としてある。

《有識者会議等の声》

- ・地域住民の多文化共生に向けた前向きな気持ちを、いかに行政がコーディネートしていくかが重要。

(2) 社会情勢の変化をふまえた支援体制の充実

令和5(2023)年12月31日現在の県内の外国人住民数は、62,561人と過去最多を更新しており、特定技能制度の見直し等により、今後も外国人労働者やその家族を含む幅広い年代の外国人の増加が見込まれます。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、庁内関係部局においては、外国人住民に確実に届ける必要がある情報(特に災害や医療など、命に関わる情報)について、多言語や「やさしい日本語」で提供する体制を日頃から整えておく必要があります。

また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」への相談件数は、コロナ禍以降も増加傾向にあり、相談の内容も、医療や教育、就労、介護など多方面にわたるようになってきています。このため、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化など、相談体制を一層充実させていく必要があります。

なお、多言語ウェブサイト「MieInfo」については、新型コロナウイルス感染症が拡大した当初の令和2(2020)年度は多くの閲覧がありましたが、その後は減少傾向となっており、外国人住民が必要とする情報を入手する媒体の多様化が窺えます。

《外国人住民会議の声》

- ・年金制度など、さまざまな行政の制度は難しく、理解していない外国人が多い。
- ・病院で機械の通訳を利用することがあるが、理解しづらい。医療は命に関わることなので、もっと医療通訳者を増やすべきである。

《有識者会議等の声》

- ・外国人住民の生活や労働については、円滑なコミュニケーションが課題であるが、特に災害時に向けて、外国人の中でリーダー的な存在の人を養成してほしい。

(3) 日本語教育の推進

外国人住民が地域で自立して生活するためには、日本語の習得が必要な全ての外国人住民が、学習環境にアクセスできるような体制の整備が必要です。

令和5(2023)年12月末時点で、県内13市町に37の日本語教室が設置されていますが、立地や運営基盤等の問題から、学習を希望する全ての外国人に、必要な学習の機会を提供できていない状況です。また、日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定した市町は、令和4(2022)年度末時点で2市町にとどまっています。

生活に必要な日本語の習得はライフラインでもあることから、これらの課題をふまえ、市町における日本語教育の主体的な取組を促進し、県内の日本語教

育の体制整備に引き続き取り組む必要があります。

《外国人住民会議の声》

- ・親が子どもに通訳をさせることで、ストレスを抱える子どもがいる。親自身も日本語を勉強するべきである。
- ・日本語が理解できないことが原因で、学校で発達障がい検査の対象となる子どもがいる。
- ・母語も日本語もわからない子どもがいる。

《有識者会議等の声》

- ・日本語教室は「学習の場」であるとともに、「外国人と日本人の相互理解の場」でもある。
- ・日本語教育の推進を市町に対して働きかけていくことも必要だが、施策を実施するための基盤がなく行動に移せない市町に対しては、県が支援することも必要。
- ・企業は外国人労働者を受け入れたからには、企業内の日本語教育など、責務を全うしてほしい。
- ・外国人労働者のため日本語教育を行う企業は、一定の予算を使うことにはなるが、将来的には企業の財産になる。

(4) ライフステージに応じた支援

県内の外国人住民の最も多い在留資格は「永住者」ですが、今後は定住・永住する外国人住民の更なる増加や高齢化が見込まれます。また、特定技能制度の見直し等により、外国人労働者が家族を帯同し入国することが見込まれることから、外国人住民の年齢層が広がると考えられます。

このため、妊娠から子育て、教育、就労、医療、介護など、ライフステージに応じて必要になるサービスを明らかにし、それらを切れ目なく享受できるよう、庁内関係部局の役割を明確にし、取り組んでいく必要があります。

《有識者会議等の声》

- ・「家族滞在」で来日する外国人住民が増えており、小中学校では児童に対するさまざまな支援が行われているが、今後は未就学児に対する施策も必要。
- ・「だれ一人取り残さない」という考え方があるが、コミュニティに属していない外国人は、網の目からこぼれて取り残されてしまう可能性がある。

IV 施策の展開

1 三重県がめざす多文化共生の地域社会像

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」で定めた「三重県がめざす多文化共生の地域社会像」については、多文化共生をめぐる環境の変化をふまえ、引き続き次のとおり設定します。

三重県がめざす多文化共生の地域社会像

■多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する人材が育つとともに、グローバルな視野を持つ人材や多様な文化的背景の住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

■多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

多様な文化的背景の人々の協創・協働により新しい発想が生まれることに気づくとともに、それを生かして地域の課題解決に取り組んでいます。ここでは、行政、大学、企業や各種団体等が協働しています。

こうした取組を通じて地域社会の課題の解決が進み、全ての県民の幸福感が高まっています。

2 基本施策

(1) 多文化共生の意識定着と参画促進

施策の方向

日本人住民と外国人住民が、互いの生活習慣や文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで共に地域社会を築いていけるよう、多文化共生の基本理念や正しい人権意識の普及啓発に取り組めます。また、各市町においても多文化共生社会の実現に向けた取組が主体的に進むよう、多文化共生の推進に係る指針等の策定を働きかけます。

① 日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着【全部局】

1月の多文化共生に係る啓発月間を中心に、日本人住民と外国人住民の相互理解を促し、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベント等を実施します。

実施においては、庁内関係部局や市町、外国人支援団体等と連携し、県内全

域において、多文化共生の理解や機運が高まるよう取り組みます。

<主な取組>

- ・ 県内全域での多文化共生に係る啓発月間の実施
- ・ 「多文化共生フォーラム」（仮称）の開催
- ・ 外国人の人権やヘイトスピーチの解消に関する研修会等の実施
- ・ 東海4県1市及び地元経済団体等との連携による「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及促進
- ・ 国際交流員による多文化共生に関する出前講座の実施
- ・ 県営施設等での多文化共生に係るパネル展示等

② 「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発【環境生活部】【雇用経済部】

日本人住民と外国人住民の相互理解を促す取組の一つとして、日本人には「やさしい日本語」の使用を、外国人には生活に必要な日本語の習得を呼び掛ける運動を展開します。

<主な取組>

- ・ 「やさしい日本語」の活用ための手引きの作成および市町や経済団体等、関係機関への周知
- ・ 国際交流員等による「やさしい日本語」出前講座等の実施
- ・ 外国人を雇用する事業所への「やさしい日本語」の使用や外国人従業員への日本語教育実施の必要性についての啓発
- ・ 各市町と連携し、新たに転入する外国人へ、県内の日本語教室一覧や日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでのくらし」等、日本語学習に活用できるツールを積極的に案内

■ 「やさしい日本語」とは？

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

一方で、「やさしい日本語」の取組を進めることと同様に、多言語での情報の提供や外国人の日本語学習の機会の確保が重要であることは言うまでもなく、コミュニケーションの導入として「やさしい日本語」を使い、複雑なことを伝える際は、多言語化された資料を用意するなど、使い分けも必要です。

出展：出入国在留管理庁・文化庁 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

(2) 外国人住民の安全・安心な生活環境づくり

施策の方向

ライフステージに応じた適切な支援の観点から、庁内関係部局と連携し、「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供や相談体制の充実を図るとともに、本県に暮らす外国人住民が安全に安心して生活できる環境整備に取り組みます。

また、外国人住民の支援にとどまらず、災害等の緊急時に、行政と外国人コミュニティの架け橋となり、主体的に行動できる人材を育成します。

① 行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供【全部局】

外国人住民が、地域社会に参画するために必要な情報を分かりやすい形で入手できるよう、「やさしい日本語」を含む多様な言語での発信や情報提供を行います。

行政用語は外国人にとって理解しづらいということを念頭におき、関係部局においては、職員向け「やさしい日本語」研修を積極的に活用するなど、外国人住民の目線に立った情報提供に努めます。

特に防災や医療など命に関わる可能性がある情報については、担当職員の意識を高め、「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を強化する必要があります。また、情報提供の手段として、外国人住民が利用しやすい媒体（SNSやスマートフォン用アプリなど）を活用するなどの配慮も必要です。

<主な取組>

- ・外国人住民が地域社会に参画するために必要な情報を「やさしい日本語」を含む多様な言語で提供
- ・特に防災や医療など命に関わる情報については、多言語および「やさしい日本語」での提供を強化
- ・「県多言語情報提供ホームページ（Mie Info）」において、行政情報や生活に必要な情報を随時提供
- ・職員向け「やさしい日本語」研修の実施
- ・防犯情報や交通安全情報を三重県警察のウェブサイトや広報資料を通じて多言語で提供
- ・外国人世帯に対して、外国語を話すことのできる警察官や翻訳機器による巡回連絡を実施

② 相談体制の充実【全部局】

「みえ外国人相談サポートセンター（Mie Co）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付けます。

外国人住民の増加に伴い相談件数も増加しており、相談内容も多方面にわた

ってきていることから、相談員の資質向上や、庁内各部局および関係機関と連携した対応の強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。また、日頃よくある質問については、あらかじめホームページにQ&Aを掲載するなど、相談者および相談窓口双方の利便性を向上する取組も進めます。

この他、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」以外の各種窓口においても、外国人住民からの相談に適切に対応します。

<主な取組>

- ・「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談に対応するほか、弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を実施
- ・「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」における相談事例の共有や対応策の検討を行うため、国、県、市町、外国人支援団体等の関係機関によるケース検討会を実施
- ・県税事務所による各種相談の実施
- ・外国語を話すことのできる警察官を介した110番通報の受理（三者通話システム）

③安全対策の強化【防災対策部】【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】

外国人住民の生命や健康福祉を守るため、外国人患者が安心して受診できる環境の整備や災害発生時の対策、児童相談体制の強化をはじめ、外国人住民の暮らし全般にわたる安全対策を行います。併せて、消費者トラブル回避に向けた取組や生活困窮者への支援も行います。

<主な取組>

- ・医療通訳人材の育成と医療機関へのモデル配置
- ・市町と連携した「外国人防災リーダー」の育成や、避難所での外国人受け入れ訓練の実施
- ・「みえ災害時多言語支援センター」の運営体制の整備や、同センターの立ち上げを想定した図上訓練の実施
- ・児童相談所における24時間通訳派遣
- ・消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた外国人住民への情報提供
- ・事件、事故等の届出対応における通訳の活用
- ・企業等の通訳を介した防犯教室の実施
- ・三重県社会福祉協議会が実施する、低所得世帯への資金貸付等に対する支援
- ・生活困窮の相談窓口である三重県生活相談支援センターにおける、多言語チラシの配布やビデオ通訳の導入

④生活支援の充実

ライフステージに応じた継続的な支援の観点から、庁内各部局と連携し、施策を実施します。

◆子ども・子育て家庭への支援【子ども・福祉部】【環境生活部】

外国人住民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、育児に関する情報提供や、地域での交流を促進し、子育てしやすい環境整備に取り組みます。

<主な取組>

- ・子育て支援に係る有益な情報をMie Infoで随時提供
- ・外国につながる児童を多数受け入れている保育所における保育士の加配
- ・少年相談や街頭補導活動等を通じて関わった外国人少年に対する必要に応じた継続的な助言・指導等の実施
- ・市町が実施する家事援助等の支援事業に対し補助を行うなど、ヤングケアラーが適切な支援を受けられるような取組の実施

◆教育分野での支援【環境生活部】【教育委員会事務局】

外国につながる子どもが就学の機会を逸することがないように、関係機関と連携し、就学や進学を促す取組を推進するとともに、不就学や学齢を超過した子どもに対しても、配慮し、支援します。

また、外国につながる子どもが将来の展望をもって進路選択ができるよう、学校や地域と連携し、キャリア教育を推進します。

<主な取組>

- ・市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援
- ・日本語指導が必要な児童生徒への指導体制支援として、対応教員や巡回相談員を国の定数以上に配置
- ・令和7（2025）年度設置予定の県立夜間中学における、義務教育を修了していない外国人住民への就学機会の提供
- ・県立高校および県立夜間中学における「就職実現コーディネーター」、県立特別支援学校における「キャリア教育サポーター」の配置による外国人生徒の就職支援
- ・外国人生徒および保護者対象の就職・進学に関するセミナーを県立高校で開催

◆労働分野での支援【環境生活部】【雇用経済部】

外国人労働者の就労支援や職業能力の向上に取り組むとともに、企業等に労働環境整備の啓発を行うなど、外国人労働者の受入体制を整備することで、外国人労働者が安心して就労できる職場環境づくりを進めます。

<主な取組>

- ・外国人留学生が起業を実現できるよう、関係機関と連携して支援
- ・法令遵守や働きやすい職場環境の整備に向けた企業向けセミナーを実施
- ・外国人向けの職業訓練を津高等技術学校等において実施

◆住環境の整備【環境生活部】【県土整備部】

外国人の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供等、住宅確保の支援を行います。

また、県営住宅に入居する外国人からの相談に多言語で対応します。

<主な取組>

- ・三重県居住支援連絡会において、外国人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援
- ・県営住宅に入居する外国人からの相談に、電話通訳を利用して対応

◆保健・福祉・介護分野での支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】

社会保険制度や保健、福祉、介護に関する仕組みについて、「やさしい日本語」を含む多様な言語で情報提供を行います。

また、外国人看護・介護人材に対し、日本語や専門技術の学習支援を行うことなどにより、円滑な就労・定着を図ります。

<主な取組>

- ・国民健康保険の保険者である市町に対し、事務指導の場を通じて、適用状況の確認や制度周知に係る指導・助言を実施
- ・外国人看護師候補者や介護福祉士候補者の日本語学習や専門学習を支援
- ・介護福祉士の資格の取得をめざす外国人留学生に対して、介護施設等が行う奨学金の貸与等を支援

(3) 外国人住民への日本語教育の推進

施策の方向

生活のための日本語については、習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町や国際交流協会、日本語教室、外国人支援団体、外国人を雇用する企業等と連携し、県内日本語教育の体制整備に取り組みます。

また、学校教育における日本語指導については、日本語指導が必要な児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけることができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

■日本語教室の役割

- 生活に必要な日本語を学び、生活に必要な情報を得られる場所
- 外国人住民と日本人住民が、コミュニケーションを通じてお互いを理解し、交流を深めることができる場所
- 災害等の発生時に、迅速に情報を提供するためのセーフティネット機能を有する場所

① 日本語教室の体制整備

ア 日本語教室の充実と活動支援【環境生活部】

市町等の主体的な教室の開設につなげるため、教室の開設および運営に係る研修会や、地域日本語教育コーディネーターの派遣によるサポート等を実施します。

外国人住民の集住地域においては、日本語教室の活動継続と、必要とされる地域への新たな教室開設に向けて、市町等と連携して取り組みます。

日本語教室の空白地域においては、単独設置が困難な場合には、複数市町で共同実施するなど、現実的な手法での柔軟な対応について、市町と連携して取り組みます。

また、時間の制約や移動距離、子育て等の事情で日本語教室に足を運べない学習希望者に対し、必要な学習環境を提供するため、県全域を対象としたオンライン日本語教室をモデル的に実施します。

<主な取組>

- ・市町を対象に、自治体による効果的な教室運営の事例等を共有する研修会を実施
- ・地域日本語教育コーディネーターを活用し、各地域における日本語教室の設置や運営に係るサポートを実施
- ・市町と連携し、県全域を対象としたオンライン日本語教室をモデル的に実施

■日本語学習支援者とは？

- 日本語教室において、外国人の日本語学習を支援する人
- 県内の日本語教室では、多くの学習支援者がボランティアで活動を行っており、日本語を学ぶお手伝いや、日本の習慣や生活に必要な情報を提供している。

イ 日本語学習支援者を支える取組の充実【環境生活部】

県内の日本語教室で活動中の日本語学習支援者が、必要な知識や技術を習得するための支援を行います。

<主な取組>

- ・地域日本語教育コーディネーターを活用し、日本語学習支援者の研修や、日本語学習支援者の育成に取り組む市町、国際交流協会の支援を実施
- ・日本語学習支援者が主体的にスキルアップを行えるよう、オンライン研修や学習教材等の情報を提供

ウ 新しい日本語学習支援者の獲得【環境生活部】

日本語教室は、外国人住民が日本語を学ぶ場であるとともに、日本人住民と外国人住民が相互に理解を深め、多文化共生の地域社会を築く場でもあることから、学生を含めた幅広い年代の方に、日本語ボランティアに関心を持ってもらい、日本語教室へ足を運んでもらえるよう、関係機関への働きかけを行います。

<主な取組>

- ・県内の高校や高等教育機関、社員の社会貢献活動を推進する企業等の協力を得て、学生や社員に日本語ボランティアの意義や魅力を知ってもらう機会を提供
- ・地域日本語教育コーディネーターを活用し、日本語学習支援者の掘り起こしに取り組む市町や国際交流協会の支援を実施

② 外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進

ア 就学前児童、子育て世代のための日本語教育【環境生活部】【教育委員会事務局】

家族を帯同し入国する外国人労働者の増加等に伴い、就学前の児童や日本語がほとんど分からない子育て世代に対する日本語教育が課題になっています。

このため、外国人の親子も気軽に参加できる子育て世代の交流の場づくりや、保護者に母語教育の重要性を理解してもらう機会の提供など、児童の将来を見据えた日本語学習の環境づくりに取り組みます。

<主な取組>

- ・市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援
- ・市町を対象に、効果的な多文化子育てサロンの運営事例等を共有する研修会を実施

イ 学校教育における日本語の指導が必要な児童生徒の受入れ体制整備【環境生活部】【教育委員会事務局】

学校教育において、外国につながる児童生徒一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みに寄り添いながら、日常

生活に必要な日本語力や、日本語で学ぶ力を身に着けるための支援に取り組みます。

また、外国人が居住する地域が広がってきていることから、受入体制や日本語指導について、県内全域で同様の支援が受けられるよう、体制を充実させます。

<主な取組>

- ・日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム）を活用した授業や、生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による指導【小中学校】
- ・外国人児童生徒巡回相談員の小中学校等への派遣【小中学校】
- ・オンラインを活用した日本語指導【小中学校】
- ・日本語学習のための選択科目の開設や取り出し授業の実施【県立高校】
- ・外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーの配置【県立高校】
- ・日本語指導担当者研修の実施【県立高校】
- ・日本語指導等に関する教職員研修やeラーニングの実施【小中学校・県立高校】
- ・国の制度を活用した教員の配置および県単独の非常勤講師等の配置【小中学校・県立学校】

ウ 企業における日本語学習の促進【環境生活部】

外国人労働者の勤務体制、日本語の習熟度、日本語学習の目的等を考慮のうえ、企業における日本語学習が進展するよう、働きかけを行います。

また、企業と地域の日本語教育の連携促進にも取り組みます。

<主な取組>

- ・商工会議所連合会、経営者協会、中小企業団体中央会等の経済団体の協力を得ながら、外国人を雇用する企業における従業員への日本語教育の実施を継続的に啓発
- ・地域日本語教育コーディネーターを活用し、企業の日本語教室開設を支援

エ 日本語を習得していない定住外国人への日本語学習の推進【環境生活部】
【教育委員会事務局】

長年にわたり日本に在住していながら、日本語を習得していない外国人住民に対し、行政窓口や医療など生活場面での情報把握や、コミュニケーションの促進のため、日本語学習の必要性を働きかけるとともに、学習機会の情報提供を行います。

<主な取組>

- ・市町や外国人支援団体と連携した、オンライン日本語教室への参加の呼びかけや、オンライン日本語教材「つながるひろがるにほんごでの暮らし（文化庁監修）」等気軽に学べる学習ツールの情報提供

③日本語教育推進体制の整備

ア 地域日本語教育コーディネーターの地域展開【環境生活部】

地域日本語教育コーディネーターは、地域の日本語教室、日本語学習支援者、市町、企業等からの相談に対応できるよう、地域の外国人住民や日本語教室についての現状を把握し、情報や課題の提供に努めます。

地域日本語教育コーディネーターの資質・能力の向上のため、中間支援のあり方などについて、総括コーディネーターを含めたコーディネーター間で定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて研修等を実施します。

また、地域日本語教育コーディネーターの役割については、県内の外国人住民の動向や環境の変化等をふまえ、随時見直しを行います。

イ 日本語教育の戦略的展開【環境生活部】

日本語教育総合調整会議、日本語教育総括コーディネーターおよび地域日本語教育コーディネーターは、県内外の日本語教育に知見を有する外部有識者とも積極的に連携し、県内における日本語教育を戦略的に展開します。

ウ 日本語教育機関、高等教育機関等との連携強化【環境生活部】

日本語教育機関や高等教育機関等と連携し、登録日本語教員の実態把握に努めるとともに、日本語教育の推進に係る今後の連携方策の検討を行います。

エ 日本語教育に携わる各主体間の情報共有と情報提供の充実

外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載するサイト「三重県日本語教育プラットフォーム」の運用を通じて、市町や国際交流協会、日本語教室、外国人従業員を雇用する企業等、日本語教育に携わる各主体間の情報共有や連携を促します。また各主体は、収集した情報のうち、外国人住民が必要とする情報について、速やかな情報提供に努めます。

(4) ライフステージに応じた支援

関係部局や市町等と緊密な連携を図りながら、外国人住民が妊娠・子育て・教育・就労・医療・介護など、ライフステージに応じて必要となるサービスを切れ目なく享受できるよう取り組みます。

庁内においては、関係部局で構成する「多文化共生の推進に関する三重県庁内調整会議」において、部局横断的に情報交換や施策の推進に係る協議等を行います。

また、変化する社会情勢に合わせた支援を可能とするため、日頃から関係機関と定期的な情報共有や相談を行い、支援体制の構築を図ります。

ライフステージに応じた支援一覧

	未就学期 ※5歳頃まで	学齢期（小学校～高校） ※6歳～18歳頃まで	青年期～成人期 ※19歳～64歳頃まで	高齢期 ※65歳以上
1	<p>多文化共生の意識定着と参画促進</p> <p>①日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着 ●国際交流員の派遣による多文化共生や異文化理解に係る出前授業の実施</p> <p>●多文化共生に係る啓発月間を中心に、市町や関係部局と連携し、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベントを実施</p> <p>②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発</p> <p>●日本人への「やさしい日本語」の使用の呼びかけ ●外国人への生活に必要な日本語の習得の呼びかけ</p>			
2	<p>外国人住民の安全・安心な生活環境づくり</p> <p>①行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供</p> <p>●特に防災や医療など命に関わる可能性がある情報は「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を強化 ●MieInfoによる適切な情報の提供 ●三重県HPの多言語配信</p> <p>②相談体制の充実</p> <p>●MieCoの相談体制の充実 ●労働相談の体制の充実</p> <p>③安全対策の強化</p> <p>●医療通訳の普及に向けた医療機関への啓発の実施 ●医療通訳人材の育成 ●医療機関に医療通訳者を試行的に配置</p> <p>●外国人児童に係る相談体制の強化（24時間電話通訳や児童相談所への通訳の派遣） ●市町と連携した外国人防災リーダーの育成</p> <p>●「みえ災害時多言語支援センター」の運営体制の整備や、同センターの立ち上げを想定した図上訓練の実施</p> <p>④生活支援の充実</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>子ども・子育て家庭への支援</p> <p>●保育士の加配措置</p> <p>●妊娠・出産・子育てに関する情報提供</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>教育分野での支援</p> <p>●市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援</p> <p>●不就学等児童生徒への対応</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>保健・福祉・介護分野での支援</p> <p>●社会保険制度（年金・医療・介護）の仕組みについての情報提供</p> <p>●外国人看護師候補者や介護福祉士候補者への日本語や専門技術の学習支援</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">労働分野での支援</p> <p>●外国人住民向け職業訓練の実施 ●企業に対し、適切な労働環境の整備に係る啓発を実施 ●外国人留学生の起業支援</p> <p>住環境の整備 ●外国人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、三重県居住支援連絡会による支援の実施 ●県営住宅に入居する外国人住民からの相談に多言語で対応</p>			
3	<p>外国人住民への日本語教育の推進</p> <p>①日本語教室の体制整備</p> <p>●市町の日本語教室開設の支援 ●日本語学習支援者のスキルアップのための研修や学習教材等の情報の提供 ●日本語学習支援者の掘り起こしに取り組む市町や国際交流協会の支援</p> <p>●県全域を対象としたオンライン日本語教室をモデル的に実施</p> <p>②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進</p> <p>●小中学校への外国人児童生徒巡回相談員の配置 ●県立高校への外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーの配置、日本語指導担当者研修の実施</p> <p>●企業における従業員の日本語習得に係る取組の啓発</p> <p>●日本語を習得していない定住外国人への学習の働きかけや、学習ツールの情報提供</p> <p>●日本語の習得を希望する外国人が容易に学習環境にアクセスできる環境の構築</p> <p>③日本語教育推進体制の整備</p> <p>●日本語教育に携わる各主体の情報共有や連携を促進 ●地域日本語教育コーディネーターの地域展開</p>			

3 施策の推進に向けて

(1) 多文化共生推進主体の役割

多文化共生を着実に推進していくためには、行政だけでなく、全ての県民が当事者であることを自覚し、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働もしながら取り組んでいくことが必要となります。

①「国」に期待される役割

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携のもと、共生社会の実現を図る外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対する、十分な財政措置をはじめとした総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期的な外国人受入方針の策定も求められます。

②「三重県」の役割

市町を包括する地方公共団体として、広域にわたる課題に対応し、市町では対応が困難な分野を補完するほか、市町を先導するような取組を実施します。また、国への提言なども行います。

なお、幅広い分野の課題に対応するため、庁内調整会議を通じて庁内の横断的な調整を行うとともに、関係主体の連携・協働を推進します。

③「市町」に期待される役割

外国人住民を含む全ての県民にとって最も身近な基礎的自治体として、日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、多言語による情報提供や啓発等の取組など、地域の実情に合わせた多文化共生の地域づくりの推進が求められます。

④「三重県国際交流財団」「市町の国際交流協会」に期待される役割

多言語情報の提供、多文化共生の啓発、ボランティア活動の支援等、行政等と連携して、地域の課題のニーズに対応した取組を推進することが期待されます。

特に三重県国際交流財団については、MieCoでの対応や、「みえ災害時多言語支援センター」の県との共同運営、「三重県日本語教育プラットフォーム」の活用、母語の大切さを伝え、アイデンティティ（自己）を育む活動を推進するほか、多文化共生の活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

⑤「市民活動団体」に期待される役割

NPOなどの市民活動団体や外国人支援団体は、独自のノウハウ、情報、

ネットワークなどの特色と柔軟性を生かし、地域のニーズに対応したきめ細やかな活動が期待されます。また、外国人住民の団体やコミュニティにはそのネットワーク力を生かした活動などが期待されます。

⑥「企業」「経済団体」に期待される役割

外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令を遵守するとともに、外国人労働者の日本社会への適応を促進するために取り組むことが求められます。また、外国人労働者を雇用する責任を認識し、雇用する労働者への日本語教育の実施や、多文化共生の地域づくりへの参画が求められます。

⑦「教育機関」に期待される役割

学校（小学校、中学校、高等学校等）は、全ての児童生徒に対する多文化共生教育、外国につながる児童生徒に対する学習支援や適切なキャリア教育が求められます。

大学等の高等教育機関は、教育研究の成果を生かした地域貢献として、行政やNPO、外国人支援団体などとの協働等が期待されます。また、学生による多文化共生に関する活動の促進や、留学生に対する就職支援等、各種の取組が期待されます。

⑧「県民」に期待される役割

日本人住民と外国人住民は、ともに同じ三重県民として互いの文化や生活習慣等に関する理解を深めるとともに、積極的に交流しようとする姿勢を持ち、日本の法令や生活ルール等を遵守することや、地域活動などでの協働が期待されます。また、地域社会の構成員として自立し、相互の対話や交流のため、日本人住民を中心に「やさしい日本語」の使用が、外国人住民を中心に日本語の習得が求められます。

(2) 推進体制（各主体との連携）

多岐にわたる多文化共生の課題に対応するため、「多文化共生の推進に関する三重県庁内調整会議」のほか、外部の関係機関等と相互に緊密な連携をとりつつ、県全体で多文化共生社会の実現をめざします。

① 庁内推進体制

名称	目的	構成部局
多文化共生の推進に関する三重県庁内調整会議	庁内関係部局と連携し、県内における外国人住民との共生のための取組をより強力に推進する。	総務部、防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、雇用経済部、県土整備部、教育委員会事務局、警察本部等

② 庁外連携体制

名称	目的	県と連携する主体
三重県多文化共生推進会議	多様な主体の意見を反映させて、県の多文化共生施策を総合的・計画的に推進する。	市町、三重県国際交流財団、国際交流協会、外国人支援団体、教育機関、経済団体、外国人住民等
三重県市町多文化共生ワーキング	多文化共生に関する現状把握や県および市町間の情報共有、課題解決を図る。	市町
みえ多文化共生地域協議会	地域における外国人材の適正・円滑な受入促進に向け、関係機関と協議を行う。	国（名古屋出入国管理局、三重労働局）、三重県国際交流財団、市長会、町村会、経済団体、労働団体
地域日本語教育総合調整会議	県内外国人の実態・特性をふまえた日本語教育の推進施策について協議を行う。	市町、三重県国際交流財団、日本語教育機関、外国人支援団体、教育機関、外国人住民等

(3) 施策の目標設定と進行管理

本計画の進行管理にあたっては、数値目標の達成状況や取組の進捗状況を年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告するとともに、県のウェブサイトで公表します。

また、社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内であっても内容の見直しを適宜行います。

【指標と数値目標】

目標	指標	現状値 令和4 (2022)年度	目標値 令和8 (2026)年度	
多文化共生の意識 定着と参画促進	日本人と外国人が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の一員として共に生きていく共生社会について、望ましいと思う県民の割合【県民対象】	— ※1	50.0%	
	外国人と日本人が、文化の違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると思う外国人住民の割合【外国人住民対象】	—	40.0%	
	市町における多文化共生に関する指針等の策定状況（累計）	6市町	15市町	
外国人住民の安全・安心な生活環境づくり	「みえ外国人相談サポートセンター（Mie Co）」の相談対応における連携機関数（累計）	42機関	50機関	
	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（累計）	3市町	6市町	
外国人住民への日本語教育の推進	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	62団体	137団体	
	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校	79.0%	100%
		中学校	90.9%	100%
		高等学校	62.5%	100%

※1 令和5（2023）年に、公益財団法人日本国際交流センターが全国で行った「在留外国人に関する意識調査」において、在留外国人が増えることについての肯定的な意見が43%であった。